

2009年12月24日 全3頁

格付会社などに関する

金商法改正、2010年4月施行

制度調査部
横山 淳

2009年金商法改正関連シリーズ

[要約]

- 2009年12月22日、金融庁は、同年6月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の主要部分の施行日を、2010年4月1日とする方針を明らかにした。
- この改正法は、格付会社に対する公的規制の導入、社債等の発行登録制度の見直し、「有価証券の売出し」定義の見直し、金融ADR制度の創設、金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れなどを内容とするものである。
- 最終的な、政令、内閣府令等は、2009年12月28日の公布が予定されている。

2009年金商法改正法の施行日は、2010年4月1日

○2009年12月22日、金融庁は「平成21年金商品取引法等の一部改正に係る政令案・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」¹を発表した。

○この中で、2009年6月17日に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（以下、金商法改正法）²の細目を定める政令・内閣府令などの内容と併せて、金商法改正法の施行日を明らかにしている。具体的には次の通りである。

主要部分の施行……2010年4月1日

金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れに関する部分……2010年7月1日

無登録の格付会社による格付を利用した勧誘の制限……2010年10月1日

金融商品取引業者などによる指定紛争解決機関との契約締結義務等……2010年10月1日

(※) なお、内閣府令の改正に盛り込まれている有価証券店頭デリバティブ取引への証拠金規制の導入の施行日は、2011年1月1日とされている。

○なお、公式に施行日が決定するのは、政令の公布を待ってからということになる。金融庁は、所要の政令について2009年12月22日に閣議決定が行われ、28日に公布される予定だと説明している。

¹ 金融庁のウェブサイト (<http://www.fsa.go.jp/news/21/20091222-4.html>) に掲載されている。

² 金融庁のウェブサイト (<http://www.fsa.go.jp/common/diet/171/index.html>) に掲載されている。

金商法改正法の主な内容

○金商法改正法は、2008年12月17日に発表された金融審議会金融分科会第一部会報告書³や同第一部会・第二部会合同会合報告⁴の提言を受けて、金融商品取引法などの改正を行うものである。

○その主な内容を挙げると次のようになる。

- ①格付会社に対する公的規制の導入
- ②金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ
- ③社債等の発行登録制度の見直し
- ④「有価証券の売出し」定義の見直し
- ⑤金融ADR制度の創設

○以下、金商法改正法のうち特に重要なポイントをまとめると次のようになる。

1. 格付会社に対する公的規制の導入

- ◇格付会社に対する登録制度を導入する（「信用格付業者」）。
- ◇（登録を受けた）「信用格付業者」に対して次のような義務・規制を課す。
 - 誠実義務
 - 利益相反防止、格付プロセスの公正性確保などの業務管理体制の整備
 - 格付方針等、説明書類の公表
 - 密接な関係を有する場合、信用格付に重要な影響を及ぼすべき事項に関して助言を行った場合などの信用格付提供の原則禁止（※）
- ◇（登録を受けた）「信用格付業者」に対する報告徴求・立入検査・業務改善命令などの監督規定を整備する。
- ◇金融商品取引業者などに対して、無登録の格付会社の付与した信用格付を利用した勧誘の制限（一定の説明義務を課す）。

2. 金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ

- ◇金融商品取引所による商品先物取引市場開設を容認する。
- ◇金融商品取引所・金融商品取引所持株会社による商品取引所の子会社化を容認する。
- ◇商品取引所・商品取引所持株会社に対しては、金融商品取引所株式の保有制限を適用しない（子会社化も可能）。

3. 社債等の発行登録制度の見直し

- ◇発行登録書に「発行予定額」に代えて、「発行残高の上限」を記載できることとする（いわゆるプログラム・アマウント方式の容認）。

³ 金融庁のウェブサイト (http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20081217-2.html) に掲載されている。

⁴ 金融庁のウェブサイト (http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20081217-1.html) に掲載されている。

4. 「有価証券の売出し」定義の見直し

- ◇「有価証券の売出し」の定義から「均一の条件」を削除する。その結果、既発行の有価証券を多数の者を相手に販売・勧誘する場合は、原則、「売出し」に該当し、法定開示義務が課されることとなる。
- ◇適格機関投資家のみを相手方とする場合（いわゆる適格機関投資家私売出し）や少人数の者を相手方とする場合（いわゆる少人数私売出し）については、法定開示義務を免除する。
- ◇金融商品取引業者等が行う外国で既に発行された有価証券などの一定の売出し（外国証券売出し）については、法定開示義務を免除する代わりに、簡易な情報提供（「外国証券情報」）を求める。

5. 金融ADR制度の創設

- ◇紛争解決機関の指定制度を導入する（指定紛争解決機関）。
- ◇金融商品取引業者などに対して、指定紛争解決機関が存在する業態においては、いずれかの指定紛争解決機関と手続実施基本契約を締結することを義務付ける。
- ◇指定紛争解決機関との手続実施基本契約などを通じて、金融商品取引業者などに対して次のような義務を課す。
 - 指定紛争解決機関等の苦情処理手続・紛争解決手続の応諾
 - 指定紛争解決機関等の求めに基づく資料提出
 - 紛争解決委員の提示する特別調停案の尊重

6. その他

- ◇特定投資家（プロ）から一般投資家（アマ）への移行は、顧客の申出があるまで有効とする（現行法では有効期限1年）。
- ◇有価証券店頭デリバティブに分別管理義務を導入する。

（※）格付対象の証券を保有している場合なども含まれるものと考えられる。

※金商法改正法（案）については下記のレポートも参照。

- 横山 淳『格付会社に対する規制の導入』（2009年3月30日）
- 横山 淳『「有価証券の売出し」定義の見直し』（2009年4月16日）
- 横山 淳『プログラム・アマウント方式による発行登録』（2009年4月24日）
- 横山 淳『金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ』（2009年5月8日）
- 横山 淳『特定投資家・一般投資家の移行手続の見直し』（2009年5月25日）
- 横山 淳『金融ADRの創設』（2009年5月26日）
- 横山 淳『格付会社、発行登録などに関する金商法改正法成立』（2009年6月17日）
- 横山 淳『格付会社規制の政・府令案』（2009年12月11日）